

平成22年 4 月 1 日

建設業者各位

妙高市長 入 村 明
(担当課：財務課)

妙高市発注工事等の適正な履行について（通知）

本市発注工事等の請負契約を締結する際、請負人として守っていただく事項等について下記のとおりお知らせします。

本書をよく承知され、契約を適正に履行され、品質の高い工事目的物を引渡して下さるよう願います。

記

1. 通知事項

- (1) 関係法令及び国等の指導の遵守
- (2) 労働災害事故等の防止
- (3) 雇用、労働条件の改善
- (4) 労働時間の短縮
- (5) 建設業退職金共済制度への加入促進
- (6) 技術者の届出について
- (7) 一括下請負の禁止について
- (8) 下請負契約の適正化
- (9) 建設業の許可に係る標識の掲示

2. ガス上下水道局特記事項

1. 通知事項

(1) 関係法令及び国等の指導の遵守

契約の履行について建設業法、労働基準法等の関係法令を承知し、これらに反する行為のないよう留意して下さい。

また、国・県等の指導を守るとともに、特に平成16年4月1日策定された「新潟県建設生産システム合理化指導要綱」(以下「合理化指導要綱」という。)は、建設行政の重要な指針ですので、みなさんは内容をよく承知し守るようにしてください。

(2) 労働災害事故等の防止

1. 労働災害事故の防止

- a. 本市から受注した請負人は、工事の安全施工について工事監督員と十分協議したうえ、下請負を含めた工事関係人に対する安全衛生教育・指導等の措置をとるほか、保安要員の適正な配置、地下埋設物の把握及び取扱いの注意、重機等の安全使用等工事の安全管理体制を強化、事故の絶無に努めてください。
- b. 工事現場における安全管理体制等を一層強化し、ヘルメットの着用や標識、防護施設の設置等はもちろんのこと、特に雪崩や地すべり等の発生が予測される地域においては、監視体制の充実と徹底を図り、労災事故の未然防止に万全を期してください。また、健康管理に努めてください。
- c. 万一、労災事故が発生した場合、いわゆる「労災隠し」は絶対行うことなく速やかに所定の手続きをとってください。

2. 公衆への事故防止について

工事現場付近の住民、通行者等の安全対策、特に道路工事現場の掘削後の処理(バリケード、赤色灯、防護ネット等の設置)、埋め戻し後の復旧状況、危険な工事に対するフェンス等の設置に関して万全を期してください。

公衆事故の発生は、公共工事への信頼を失うとともにその後の処理に多大な時間と労力・費用を要することとなります。安全対策の不備による事故の際は、指名停止等の措置をとることもありますので、現場の安全管理には十分配慮し、常時確認をするよう願います。

なお、工事の着手に当たっては請負人として必要な安全措置のほか、付近住民や通行者等の理解と協力を得るようにしてください。

3. 工事関係車両による交通事故等の絶滅

建設工事現場に出入りする工事関係車両については、始業時の点検整備、悪質違反運転者の排除、適正な運送業者の使用、過積載の禁止を徹底し、労働者の移動及び資機材の運搬等に当たって、下請負業者も含め交通関係法令を遵守するよう措置し、事故の防止に努めてください。

交通規制を必要とする場合は、十分に余裕をもって関係機関へ手続きをとってください。

4. 任意保険等の加入

万一の事故に備えて請負人は、任意の労災保険、第三者に対する損害賠償責任保険等に加入するように配慮してください。

5. 事故等の発生報告について

「工事等事故報告要領」に基づき、工事監督員等を経由して市長に早急に報告してください。

6. 安全訓練等の実施

工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施してください。

安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

工事内容等の周知徹底

土木工事安全施行技術指針等の周知徹底

工事における災害対策訓練

工事現場で予想される事故対策

その他、安全・訓練等として必要な事項

(3) 雇用・労働条件の改善

建設業において労働条件や福利厚生等が他の産業に比べて大きく立ち遅れているのが現状であり、公共工事の受注者として今後積極的な改善を図っていくことが必要です。

建設業者のとるべき措置については「合理化指導要綱」に記載されていますが、建設労働者の賃金については適正な賃金基準を維持し、支払の遅延及び不払いが起こらないよう下請業者への指導も含めて十分配慮してください。

(4) 労働時間の短縮

労働基準法の改正により、平成9年4月1日から法定労働時間が1週40時間となりましたので、各事業場において改善に努めてください。

年次有給休暇の付与日数は最低が勤続6か月で10日となっています。また、特に季節労働者については、継続する就労日数が3か月以上4か月未満の者は3日程度、4か月以上6か月未満の者には5日程度の有給休暇を付与するよう努めてください。

これらの措置は労働者の福祉の向上につながると同時に建設工事の安全衛生対策上極めて重要なことであるので、遵守するようにしてください。

(5) 建設業退職金共済制度への加入促進

建設業退職金共済制度は、建設現場労働者が事業主を変えて働く場合、各事業主の雇用した期間をすべて通算して退職金が支払われる制度です。建設労働者の福祉の増進を図り、もって建設業の健全な発展に資するため、関係機関からこの制度の普及・徹底が要請されているところです。

本市から受注した請負人は、「建設業退職金共済制度に関する事務取扱要領」に基づき制度の推進に努めてください。

なお、手続きは次のとおりです。

< 建設業退職金共済制度に関する報告について >

請負金額が130万円以上の建設工事の請負者は、共済証紙を購入した場合は、勤労者退職金共済機構が定める発注者用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書を当該対象工事の請負契約締結後1箇月以内に工事所管課へ提出してください。

また、対象労働者以外の労働者のみで施工する等の理由により共済証紙を購入しない場合又は本工事で着手時に対象労働者数を把握することが困難等の理由により掛金収納書の提出が遅延する場合は、建設業退職金共済証紙（無購入・購入遅延）理由書に共済証紙を購入しない理由又は購入が遅延する理由、共済証紙の購入予定日等を記載して、工事請負契約締結後1箇月以内に工事所管課へ提出してください。

(6) 技術者の届出について

建設業法では建設工事を施工する建設業者は、すべて主任技術者又は監理技術者を置かなければならないと定めています。各専門工事が組み合せて発注された建設工事にあつては、これら主任技術者又は監理技術者のほかに専門工事に係る技術者を置かなければなりません。

本市建設工事請負契約約款第11条では、これらの技術者の通知を請負人に義務付けておりますが、複数の組み合わせさせた工事を請負人が自ら施工する場合で専門技術者の届出がない場合は、主任技術者又は監理技術者がその資格を有しているか確認する必要があります。特に一式工事において、各専門工事又は附帯工事に係る技術者がいない場合は、当該建設工事に係る許可を受けた建設業者に下請けさせる必要があるため、この点留意してください。

契約に基づく技術者の通知は、元請負人に係るものを求めています。しかし、重層的な下請関係がある場合には、建設業法では、各下請負人についても主任技術者の設置が義務付けられていますので、この点も把握しておくことが必要です。

また、工事現場における専任の主任（監理）技術者、現場代理人の配置等は、次のとおりです。

1. 工事現場における専任の主任（監理）技術者及び現場代理人の設置

請負金額が2,500万円（建築一式工事においては5,000万円）以上となる場合には、工事現場に専任で主任（監理）技術者を配置しなければなりません。

また、請負金額にかかわらず、現場代理人を定め、工事現場に常駐させなければなりません。

2. 下請契約代金の合計金額が、3,000万円（建築一式工事においては4,500万円）以上になる場合には、監理技術者資格者証の交付を受けた者を監理技術者として専任で設置する必要があります。（監理技術者を設置しなければならない工事の請負業者は、特定建設業の許可業者に限られます。）

3. 主任（監理）技術者と現場代理人は、同一人が兼ねてもかまいません。

4. 工事に着手した場合には、工事着手届により主任（監理）技術者及び現場代理人の氏名、生年月日等を届け出るとともに、これらの者が有資格者であるときは合格証書等の資格を証するもの

の写し、監理技術者のときには、監理技術者資格者証に加え、過去5年以内に監理技術者講習を受講したことを示す「監理技術者講習修了証」(登録機関が発行)の写しを添付してください。

(7) 一括下請負の禁止について

本市では建設工事請負契約約款第6条で、工事の全部若しくはその主たる部分の一括下請負を全面禁止しています。法及び規則等を遵守して市民の信頼に応えてください。

また、一括下請負の禁止は元請負人によるものだけでなく、重層的な下請関係にあるもの全てに関して及ぶものであり、このようなことがないように十分注意してください。

(8) 下請負契約における代金支払の適正化等

1. 下請負契約の適正化については、「合理化指導要綱」によるところですが、元請負人は後日紛争の起こることのないよう、適正工期、適正価格での下請負契約を締結するとともに、工事全体の工程管理、安全管理、品質管理を確実に行ってください。また、本市が前払金、部分払をしたときは速やかに相応する金額をできる限り現金で下請負人に支払ってください。支払いを手形で行う場合には手形期間は120日以内とするようにしてください。

本市では、下請工事の施工に係る紛争防止のため、特に約款第51条を規定していますので、この点十分留意願います。

2. 契約金額が600万円以上の建設工事で、下請負金額が1件200万円以上のものについては、着手した日から1ヶ月以内に下請通知書を監督員に提出してください。また、その後の下請契約については、1次下請契約(又はその変更契約)締結の日の翌日から起算して7日以内に下請通知書を監督員に提出してください。

3. 施工体制台帳等の作成

特定建設業者は、市から直接工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が建築一式工事においては4,500万円以上、その他の工事にあつては3,000万円以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため

当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、この施工体制台帳の写しを市に提出しなければなりません。(法律上義務づけ)

当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所及び、公衆が見やすい場所にも掲示しなければなりません。(法律上義務づけ)

(9) 建設業の許可に係る標識及び特定建設業者に係る施工体系図の掲示

1. 建設業法第40条では、建設業者はその店舗及び建設工事の現場ごとに公衆の見やすい場所に、いわゆる「建設業の許可票」を掲げなければならないことになっています。

2. 特定建設業者にあつては、同法第24条の7の規定により当該建設工事における施工体制台帳を備え付けるとともに、本市に対し、施工体制台帳の写しを提出しなければならないものとし、実際の工事現場の点検を本市から求められた場合これを拒否できないものとなっています。

3. 入札案件すべてについて、下請契約を締結した場合は、施工体系図を作成し、施工計画とあわせて監督員に提出してください。(変更が生じた時は、その都度更新してください。)

これら標識及び施工体系図等は、建設業法上最低限求められるものであります。

(10) 施工管理関係について

1. 着手期限内に必ず着手し、中断することなく工期内竣工を遵守してください。なお、施工計画書は、現場を十分に把握して作成のうえ提出し、現場に備え付けてください。特に工程表は、実施工程で作成してください。

2. 施工に当たっては自主施工の原則から設計内容を熟知し、施工管理基準に基づきバラツキのない出来形及び品質向上に努めてください。また、施工中における地元の要望等については、監督員との連絡を書面にて行い、誤解やトラブル等を起こさないように心がけてください。

3. 監督員との協議や立ち会い等については連絡を密にし、日取りには十分な余裕をもたせてください。その際、打合せ簿や段階確認書等の書面にて内容等を記録してください。

4. 地下埋設物については、管理者の立ち会い等を行い事故防止に努めてください。掘削及び舗装に際しては、事前に必要な調査を行ってください。特に、下水道管渠埋設済み路線における舗装工事の際には、マンホール蓋や調整リング等の損傷の有無を必ず事前に調査し、施工にあつては、鍵穴からの骨材等の落下防止に努めてください。

- 5 .建設廃棄物に関しては、建設リサイクル法(「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」)に基づき、適正な分別、再資源化等をしなければなりません。
- 6 .請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員・検査員に提示してください。
- 7 .土砂砕石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出してください。
また、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出してください。
- 8 .出来形成果品は、商品であるとの認識と責任を常にもって、施工にあってください。
- 9 .竣工にあたっては、現場の後始末や道路の清掃等を責任をもって行い、地域住民や用地関係者には迷惑をかけないよう誠意をもって対応してください。

(1 1) 検査関係について

1 . 中間技術検査

完成検査を補完するために完了時点では不可視、手直しの困難な工事などの確認を行い、品質の確保、向上及び工事の良好な完成を図ることを目的に、中間技術検査を行います。

中間技術検査対象工事

設計金額 1 , 0 0 0 万円以上の工事

設計金額 5 0 0 万円以上 1 , 0 0 0 万円未満で中間技術検査を実施しても工程の進捗に支障がない工事

設計金額 1 3 0 万円以上 1 , 0 0 0 万円未満で工程の途中で不可視部分の確認が必要な工事及び安全管理実施状況の確認が必要な工事

2 . 完成検査

検査にあたっては、請負人または現場代理人が必ず立ち会ってください。

2 . ガス上下水道局特記事項

- (1) 道路等掘削を伴う工事を施工する場合は、事前にガス上下水道局へ連絡し、ガス上下水道管の埋設の有無を確認のうえ施工してください。
- (2) 誤ってガス水道管等を破損させた場合は、工事を中止し、至急ガス上下水道局へ連絡してください。
- (3) ガス管を破損し、ガス漏れがある場合には、直ちに火気、エンジン等の使用を中止し、ガス漏れを防ぐため、テープ布等を巻き、爆発等の事故防止に努めてください。